

令和7年度 短期留学研修業務委託仕様書

1 目的

加西市が進める教育施策「加西の教育3本の矢」の一つ「加西 GLOBAL」の一環として、中学生に対し短期留学の機会を提供することにより、英語によるコミュニケーション能力を高め、地域や国境を越えて活躍するグローバル人材を育成する。また、留学先中学生との交流を通じ今後、継続的に友好的な関係を築くきっかけづくりとすることを目的とする。

2 法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、地方自治法、個人情報保護に関する法律等の関連法令を遵守すること。

3 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4 留学研修の概要

(1) 参加者及び参加人数

加西市立中学校の1年生または2年生の生徒10名及び引率2名

(2) 期 間

令和8年3月24日（火）～3月31日（火）8日間

(3) 留学研修先

オーストラリア

(4) 内容

- ・現地中学校での交流
- ・多様な価値観を学ぶ異文化体験
- ・事前研修

(5) 参加生徒の募集及び選考

参加生徒の募集及び選定は7月下旬から8月中に加西市が行う

5 事業者が行う業務内容

(1) 参加者（参加生徒及び引率者）の渡航に係る行程手配等

①関西国際空港と留学研修先との往復の交通手段及び現地での交通手段の確保

- ・参加者が同一の便等に搭乗し、一緒に行動できるものとする。
- ・加西市と関西国際空港間の移動は加西市が手配する。

②研修先の確保及び調整

- ・受け入れ可能な現地の中学校を確保し、現地中学生との交流を盛り込むこと。
- ・異文化に触れる機会や知識・見聞を広げることができるプログラムを提供すること。

③参加生徒が宿泊するホームステイ先の選定及び調整

- ・ホストファミリーは1家庭につき参加生徒2名以内の滞在とする。
- ・参加生徒にアレルギー等がある場合には、その内容について事前にホストファミリーに報告し、ホームステイ期間中の健康管理に努めること。
- ・期間途中でのホストファミリーの変更はしない。但し、ホストファミリーの生活環境等により参加生徒が苦痛を感じる場合などは、随時対応すること。

④引率者の宿泊先

- ・一人一部屋で手配すること
- ・食事の手配が可能な宿泊先または周辺で食事(朝食、夕食)の調達可能な宿泊先とすること。

⑤期間中の現地での参加者の食事の手配

- ・引率者の食事については、参加生徒に同行する時間帯にかかる食事の手配のみ行うこと。ただし、引率者の食費は見積もりに含めず、別途個人より費用を徴収のこと。

⑥留学先諸機関との折衝・調整

(2) 参加者及び保護者を対象に必要な事前説明会の実施ならびに相談対応

- ①スケジュールの詳細、パスポート等海外渡航の準備、安全上・健康上のサポート体制、緊急時の対応、加入する保険の補償内容、現地の状況、留学に係る留意事項などを十分に説明すること。
- ②留学期間終了までの参加者及び保護者からの相談へ対応すること。
- (3) 参加生徒に対する事前研修会の開催
英会話、異文化理解など2回程度の事前研修を実施すること。
- (4) 安全対策と旅行傷害保険等への加入
 - ①参加者の安全対策を最優先した危機管理体制を整備することとし、現地での受け入れ業務は自社組織によるランドオペレーションとすること。
 - ②研修先や使用する航空会社、交通機関、留学に関する補償保険等には最大限安全に考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
 - ③参加者が留学研修期間中にけがや病気等に罹患した場合、治療費、入院費等、費用については全額保険で補填し、別途徴収がないようにすること。
 - ④事故等の発生により保険会社と保護者とのやり取りが生じた場合、必要に応じて手続きの支援を行うこと。
 - ⑤緊急時における関係者間の連絡体制を整備すること。
- (5) 派遣期間中の連絡手段の確保
引率者用の携帯電話（人数分）及びWi-Fiルーターを用意すること。通話及び通信に係る費用は受託事業者が負担すること。
- (6) 事業実施に必要な打ち合せ等
事業者は加西市と綿密な連絡をとり、業務の方針及び条件等について相互に確認しながら必要な打ち合せを行うこと。
- (7) 個人負担にかかる次の費用の徴収
 - ①参加生徒の個人負担金（一人当たり費用の半額）
 - ②必要に応じて引率者の食費

6 見積もり

- (1) 見積金額は、業務の総額のうち市負担額（引率者にかかる費用（食費以外）と参加生徒にかかる費用の半額）とするが、業務の総額および参加生徒の個人負担額も明記すること。
- (2) 業務の総額に含むものは、航空運賃、燃油サーチャージ、航空保険料、空港使用料、ホームステイにかかる諸経費（滞在費）、現地での研修費用、現地移動費用、観光施設入場料、体験費用、事前研修及び説明会費用、その他提案内容の実施に必要な費用とする。ただし、加西市から関西国際空港間の往復費用及び引率者の食費については含めないこと。

7 個人情報の保護及び秘密の保持

- (1) 事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 事業者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしたり、不当な目的に利用したりしてはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

8 留意事項

(1) 再委託の禁止

事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、加西市の承諾を得た場合については、契約業務の一部を委託することができる。

- (2) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、加西市が妥当と判断する範囲内で、所定の手続きをもって事業者が無償で貸与する。業務完了後は速やかに返却する。
- (3) 加西市は、必要に応じて業務内容を変更することができる。この場合は、事業者と協議して変更内容を決定する。

- (4) 契約締結後において、天災事変その他の不測の事態に基づき契約内容が履行できなくなった場合、その実情に応じ、加西市又は事業者は、相手方と協議の上、契約金額その他契約内容を変更することができる。
- (5) 本仕様書に記載されている事項やそれ以外の事項について疑義が生じた場合は、加西市と事業者との協議の上決定するものとする。